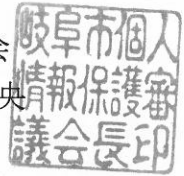


岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 氏



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年6月9日付け岐阜市福障第238号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

本市では、特別な支援を要する障がいのある児童生徒（以下単に「児童生徒」という。）に対し、教育的ニーズを把握し、適切な就学の場を提供するよう、児童生徒の保護者等に対し、情報の提供、相談対応等を行うとともに、児童生徒一人ひとりの実態にふさわしい就学先の判断を行っている。

小学校入学前の特別な支援を要する障がいのある幼児に対しては、入学後の支援がスムーズに行えるようにするため、入学前年度の6月と11月に教育委員会が委嘱した就学指導委員による就学相談会を行った後に、幼児の就学先の決定に係る審査を行い、それを基に教育委員会が決定をしている。

この特別な支援を要する障がいのある幼児に関する就学相談会は、保育所、幼稚園及び児童発達支援事業所等（以下「保育所等」という。）を通して年長児をもつ保護者に案内しているが、昨年度、保育所等に所属しない重症心身障がい児を在宅で介護をしていた保護者に就学相談会を案内できなかったため、相談の開始が大幅に遅れ、その後の対応に苦慮した事案があった。

重症心身障がい児等の重度の障がいのある幼児の就学には、人工呼吸器や痰の吸引の管理、移動式ベッドの移動に対するバリアフリーなど、環境面、人的支援面のどちらにおいても多くの合理的配慮が必要となり、環境の整備、予算等の課題が生じる可能性があり、就学相談を早期から開始することが望ましい。

そこで、特別な支援を要すると思われる障がいのある幼児の保護者に早期に案内を出し、早期から保護者と連携するため、福祉事務所障がい福祉課が保有する重度の身体障害のある幼児及び重度の知的障がいのある幼児の個人情報を教育委員会事務局学校指導課に提供する。

2 意見

適当なものと認める。

次年度以降においても、今回諮問した内容と前提が全く同じならば、当審議会に諮らずに保有個人情報を提供することを適当なものと認める。